

駒岡清掃工場解体工事に係る土壤汚染状況調査業務（地歴、表土調査） 仕様書

1 業務目的

札幌市では、老朽化した駒岡清掃工場を更新するため、新工場の建設を進めており、新工場建設後、現工場については、稼働を停止して一部の建物を除き解体を行う予定である。

解体工事に当たっては、一定規模以上の土地の形質の変更が伴うことから、形質変更前に土壤汚染対策法に基づく届出を行う必要がある。

本業務は、解体を予定している現工場の敷地において、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染のおそれの把握（地歴調査）及び土壤汚染状況調査（表土調査）を実施し、土壤汚染の有無について把握することを目的とする。

なお、地歴調査については、過去に現工場新築時から令和5年までの調査を行っているため、本業務では、前回調査から工場稼働停止までの期間の地歴調査を行うこととする。また、現工場の稼働は停止するが、解体前の各種清掃業務等を実施するため、前回の地歴調査の結果をもとに選定した試料採取等を行う区画のうち、現時点で実施可能な区画を対象とする。

2 業務名称

駒岡清掃工場解体工事に係る土壤汚染状況調査業務（地歴、表土調査）

3 履行場所

札幌市南区真駒内 602 番地

敷地面積 59,430 m²

4 履行期間

契約締結日から令和7年12月20日まで

5 本業務に係る条件

- (1) 駒岡清掃工場は稼働停止しているが、ダイオキシン等の除染はまだ行われていないため、適切な防護服等を着用しての調査となる。
- (2) 管理棟及び車庫については、現在も使用中のため、職員の出入りがある。

6 業務内容

調査については、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）」（令和4年8月 環境省 水・大気環境局 水環境課土壤環境室）に基づいて行い、下記の事項を実施する。

(1) 地歴調査

令和5年に実施した地歴調査報告書を基に、令和5年から工場停止（令和7年3月）までの約2年間の地歴調査を行う。

ア 資料等調査

(ア) 私的資料調査

駒岡清掃工場が所有する資料等を入手可能な場合は、当該資料を調査する。

(イ) 一般公表資料調査

一般的に公表されている、住宅地図・航空写真調査、登記簿調査、地形・地質及び水利地質図調査等を調査する。

イ 現地調査

(ア) 現地踏査

現地にて地形の状況、土地の現況、汚染可能性のある利用状況等を確認する。立ち入りが不可能な場合は、対象地周辺より目視を行い、可能な限り現地状況を把握する。

(イ) 聞き取り調査

市職員のほか、必要に応じて、関係市職員や近隣居住者等の地元精通者を対象に聞き取り調査を実施し、過去の土地利用履歴の確認を行う。有効な調査結果が得られるように調査対象者の人選や協力依頼の方法に留意し、守秘義務に十分配慮するとともに、無用な風評の発生やトラブルを避けるように注意する。

ウ 地歴調査報告書作成

(ア) 結果の整理

資料等調査、現地調査等で得られた結果を整理し、対象地の汚染のおそれの区分や利用履歴等について整理する。汚染のおそれの区分については、「A」（土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地）、「B」（土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地）、「C」（土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地）の3区分とする。

(イ) 試料採取区画等設定

前項のおそれの区分にもとづき、必要に応じて、当該対象地に対して土壤汚染対策法施行規則第4条にある区画設定および調査対象物質の選定を行う。なお、調査対象物質は、土壤汚染対策法第2条第1項に規定される特定有害物質から選定する。

エ 土壤汚染状況調査計画の立案

調査の範囲、深さ、調査項目、調査数量、概算費用について検討を行う。

オ 打ち合わせ

初回、中間及び最終の3回を基本に、必要時期に応じて打ち合わせを行う。

(2) 表土調査

ア 位置測量

試料採取等を行う区画について、調査実施者による差が生じないように単位区画及び30m格子の設定を行う。

イ 土壤試料採取及び埋戻し 254箇所（別添1参照）

採取深度は表層（地表から深さ5cmまで）の土壤と、深さ5cm～50cmまでの土壤を個別に採取し、重量が均等になるように混合して1試料とする。

ウ 土壤ガス試料採取（捕集バック法） 57箇所（別添2参照）

地表から深度0.8m～1mの土壤ガスを採取する。

エ 土壤ガス現地分析（GC-PID分析）

採取した土壤ガスに含まれる、前回の地歴調査にて試料採取の対象と判断された第1種

特定有害物質（ベンゼン）について分析する。

オ 土壌分析（検体数）

- ・溶出量試験 六価クロム（57）、鉛（57）
- ・含有量試験 六価クロム（57）、鉛（57）

カ 舗装掘削（表層部のコアリング）

土壌試料の採取に当たって、地表面がコンクリートやアスファルト等で被覆されている場合は、コアカッター等を用いて削孔すること。

- ・舗装（細粒度アスコン t 50+コンクリート t 150）掘削 94 箇所
- ・焼却施設内の床スラブ掘削
 - スラブ厚 45cm 1 箇所
 - スラブ厚 55cm 6 箇所
- ・破碎施設内の床スラブ掘削
 - スラブ厚 10cm 10 箇所
 - スラブ厚 25cm 24 箇所

キ その他

本仕様書のほか、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、その他関連する仕様書・指針による。また、調査箇所等の詳細については、協議の上決定すること。

なお、試料採取数及び分析検体数は、位置測定の結果に応じ単位区画及び 30m 格子の再設定を行った場合は、適切な数量に再設定すること。

ク 打合せ（協議）及び記録

打合せ（協議）は業務着手時、成果品納入時のほか、委託者又は業務責任者等が必要と認めたときに実施し、記録すること。なお、業務責任者は必要な打合せに必ず参加すること。

7 業務責任者及び業務担当者

- (1) 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、土壌汚染状況調査の実績（平成 27 年（2015 年）4 月 1 日以降に業務を完了したものに限る。）を有する業務責任者を定め、業務全般について技術的な管理を行わせること。
- (2) 業務責任者の資格要件
土壌汚染調査技術管理者
- (3) 業務担当者の配置
 - ア 受託者は業務遂行のため、業務責任者の下に業務に必要な知識及び技術を有する業務担当者を配置すること。
 - イ 実務経験（大卒・高専卒 3 年、高卒 5 年、その他 10 年以上）を有するものとする。
 - ウ 業務責任者は業務担当者と兼務することができる。

8 業務管理

- (1) 本業務についての打合せ及び協議事項はすべて議事録を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、次に掲げる業務の主たる部分について再委託することはできない。
 - ア 総合的な業務履行計画及び進捗管理

イ 調査手法の決定及び最終的な技術的判断

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。また、受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

9 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出のこと。

10 提出書類

(1) 契約後速やかに提出する書類

ア 業務着手届	2 部
イ 業務計画書	2 部
ウ 業務工程表	2 部
エ 業務責任者等指定通知書	2 部

(2) 契約締結後 7 日以内に提出する書類

ア 業務実施計画書	2 部
-----------	-----

(3) 業務期間中に提出する書類

ア 業務協議簿	2 部
協議後 3 日以内に提出すること	
イ 議事録	2 部

打合せ後 3 日以内に電子メールで提出したうえで、承認を受けたものを成果報告書に綴じこむこと。

(2) 業務完了時に提出する書類

ア 業務完了届	2 部
イ 成果報告書	2 部
ウ 参考資料	一式
エ 電子データ	一式

(3) その他委託者が特に必要と認めた書類

(4) 業務計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、速やかに業務計画書を作成し提出すること。

(5) 成果報告書に関する注意事項

- ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。（特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。）
- イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
- ウ 作成にあたって、調査収集資料及び解析検討結果は図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理すること。その様式・内容・作成する図面のサイズ・表現方法など編集方法について、あ

らかじめ委託者と協議すること。

- エ 検討書・計算書・資料集・業務協議簿（写し）・業務状況写真・その他委託者から指定されたものを添付すること。
- オ 成果報告書の提出にあたっては、委託者が立会うこと。
- カ 電子データは、原則以下の２種類を作成すること。他形式で提出する際は、委託者と協議すること。Microsoft Office 形式等（Micro Office365 と互換性があること）の編集可能形式と PDF 形式で作成すること。なお、編集可能形式のファイル内で使用された図表又は写真等の元データは提出書類（電子データ）として納品すること。
- キ 編集可能形式の電子データは委託者側で自由に変更できる状態にしておくこと。PDF 形式の電子データは印刷ができる状態にしておくこと。
- ク 提出書類の名称は、原則として本仕様書に記載された名称に準じること。
- ケ 成果報告書は目次及びインデックスをつけるなど、資料検索が容易にできること。

11 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

12 秘密の保持

受託者は業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

13 関係機関との協議

本事業の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を行うこと。

14 著作権

成果報告書に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は委託者に譲渡すること。

15 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

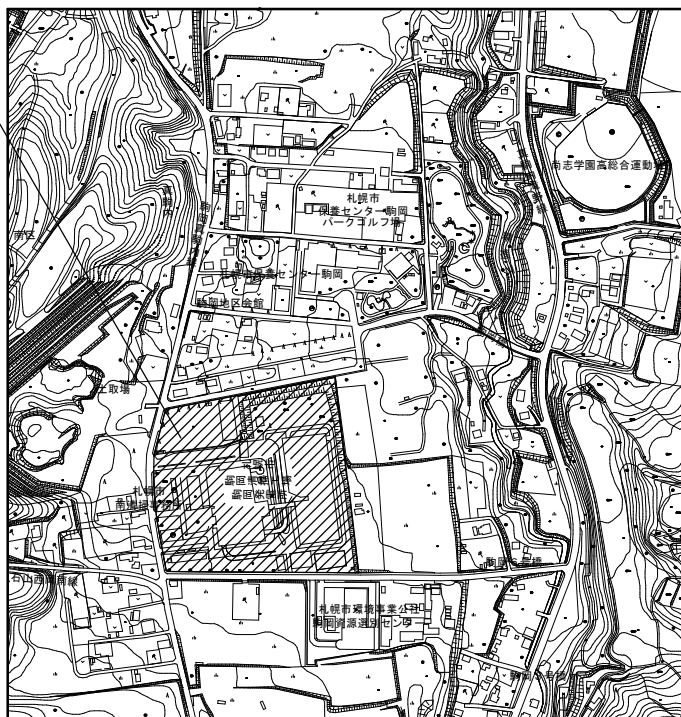
- (1) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (3) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

16 その他

業務の遂行において本仕様書に明示されていない事項がある場合は、受託者は、委託者と協議の上決定すること。

別添 1

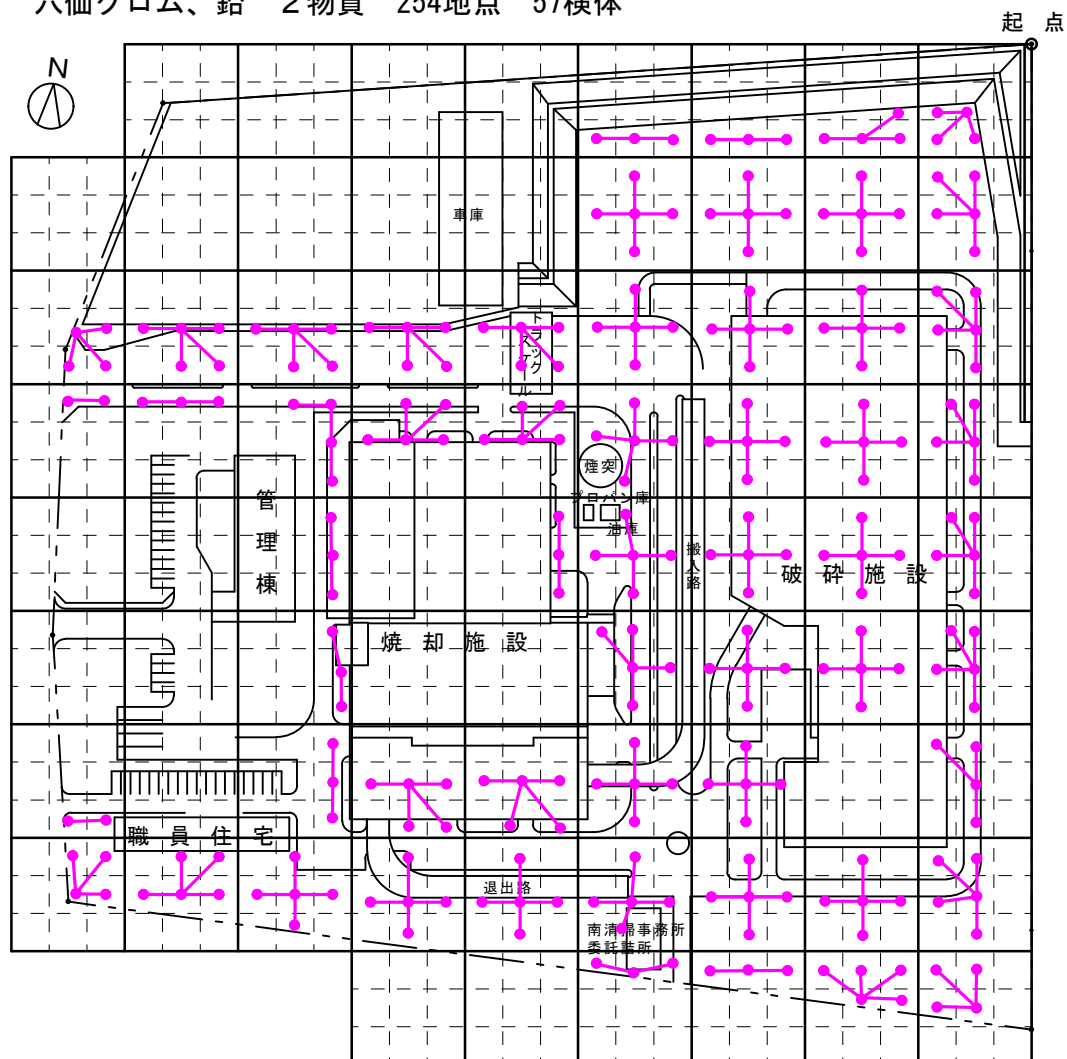
履行場所：札幌市南区真駒内602番地



：表層土壌（一部対象区画）

位置図 S=1:10,000

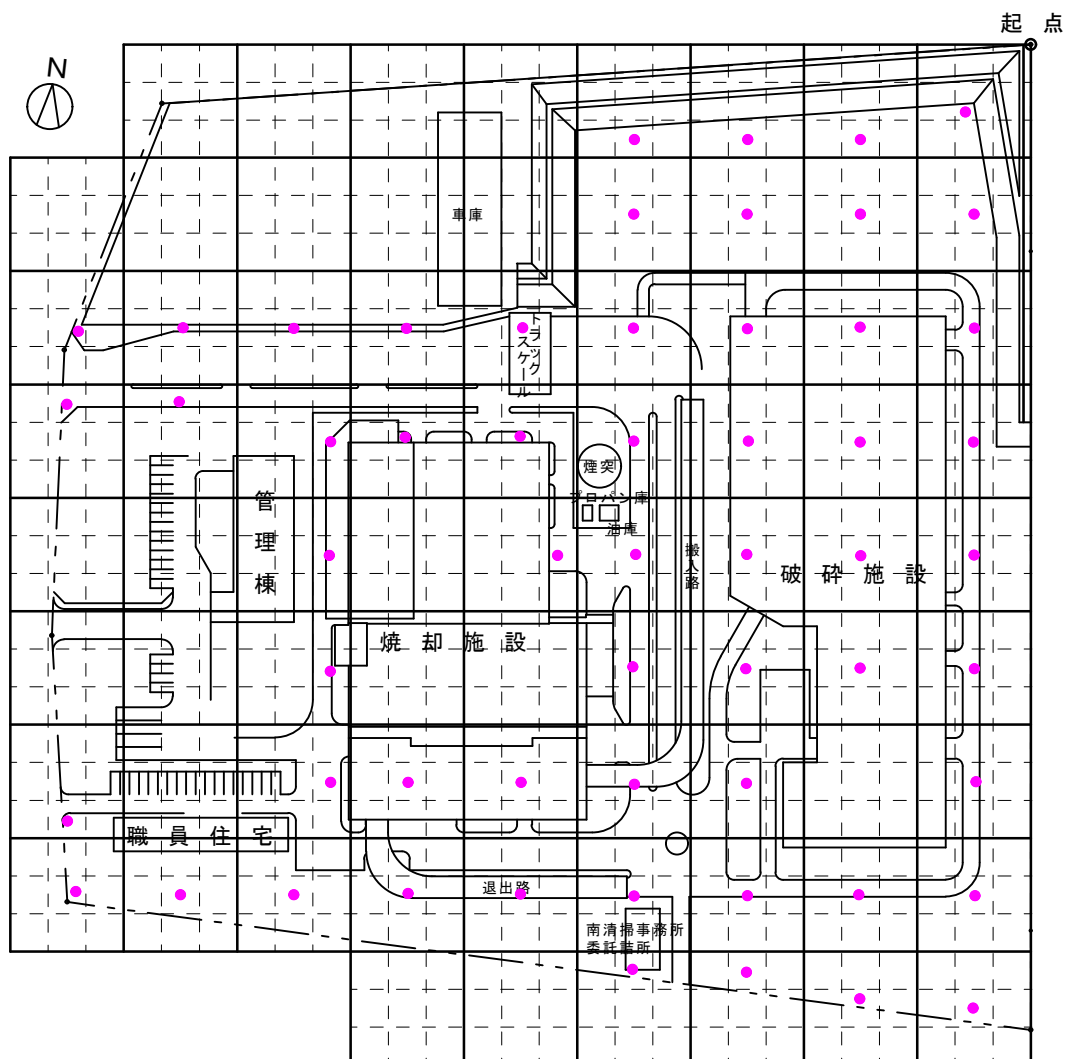
六価クロム、鉛 2物質 254地点 57検体



試料採取位置図（表土調査） S=1:2,000

別添 2

- : 土壌ガス
ベンゼン 1物質 57地点 57検体



試料採取位置図（土壌ガス調査） S = 1 : 2,000